

- ・8月6日
- ・12月29日から翌年1月3日まで（ただし、総合屋内プールは12月30日から翌年1月1日まで、また、クアハウス湯の山は12月31日から翌年1月1日まで）
- 【区スポーツセンター等（中区、西区、安佐北区、安芸区の各スポーツ施設）】
- ・水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）及び1週間を通じて1日
- ・8月6日
- ・12月29日から翌年1月3日まで

9 その他

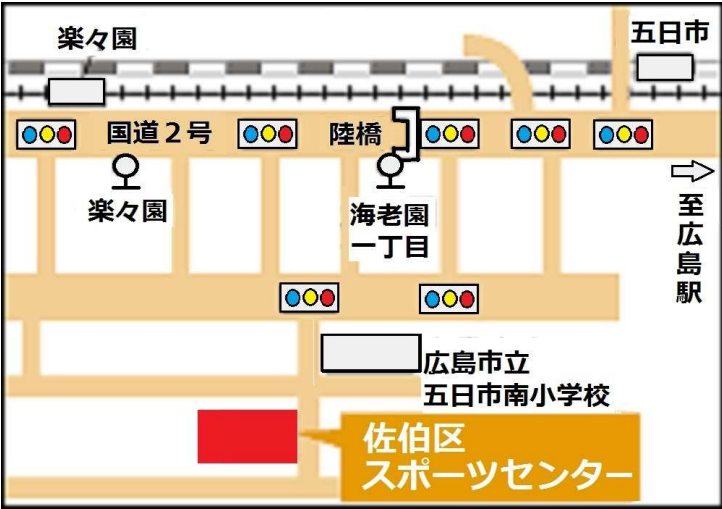
- (1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。
- (2) 不明な事項があれば、下記に問い合わせください（試験の内容に関わる質問には、お答えできません。）。
- (3) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。

【問合せ先】

〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
広島市役所北庁舎別館2階  
公益財団法人広島市スポーツ協会事務局庶務係  
TEL（082）243-0578

試験会場

☆佐伯区スポーツセンター  
広島市佐伯区楽々園六丁目1番27号 TEL(082) 924-8198



〔施設までの交通のご案内〕

JR山陽本線(広島駅から岩国方面行きに乗車)

JR 山陽本線「五日市駅」下車、徒歩 25 分

広電電車

広電電車「佐伯区役所前電停」もしくは「楽々園電停」徒歩 20 分

令和3年度（2021年度）  
公益財団法人広島市スポーツ協会  
非常勤職員(スポーツ推進指導員)採用試験案内

令和3年（2021年）5月1日  
公益財団法人広島市スポーツ協会

試験日 令和3年6月8日（火）

申込受付期間 令和3年5月6日（木）～6月4日（金）（必着）

1 試験区分、採用予定人員等

| 試験区分      | 採用予定人員 | 職務概要                                                                              |
|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| スポーツ推進指導員 | 5名程度   | 広島市が設置し、当協会が管理している広島広域公園・区スポーツセンター等の施設で、利用者に対してスポーツに関する指導・助言、その他受付等の一般管理業務に従事します。 |

2 受験資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人

ア スポーツ関連資格を有する人（令和3年7月末までに資格を取得見込みの人を含む。）

※「スポーツ関連資格」とは、（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本体育施設協会、（公財）健康・体力づくり事業財団、中央労働災害防止協会等の認定するスポーツプログラマー、体育施設管理士、健康運動指導士、ヘルスケア・トレーナー、競技別指導者資格（スタートコーチを除く。）、アスレティックトレーナー等のスポーツに関連する資格のことです。ご不明な場合は、お問い合わせください。

イ 民間スポーツ施設等でスポーツ指導の勤務経験が通算1年以上ある人（令和3年7月末までに通算1年以上となる見込みの人を含む。）

※「民間スポーツ施設等でスポーツ指導の勤務経験が通算1年以上ある人」の要件は、次のとおり。  
(ア) 1週間に28時間45分以上の勤務を継続した期間が該当します。  
(イ) 在学中のアルバイト期間は算入できません。  
(ウ) 複数の勤務経験がある場合は通算します。ただし、3か月未満のものは算入できません。  
(エ) 同一期間内に複数の職場に勤務した場合は、いずれか一の勤務とします。  
(オ) スポーツ指導の勤務経験とは、トレーナー、インストラクター等としての指導経験のことです。

ウ 学校教育法に基づく大学若しくは短期大学又は専修学校で、体育系の専門課程（スポーツ関連学科を含む。）を修了した人

※「スポーツ関連学科」とは、専門課程がスポーツ又は体育に関連したトレーナー、教育、経営、健康、科学、マネジメント等に係る学科のことで、医療、看護、福祉、介護等に係る学科は含みません。ご不明な場合は、お問い合わせください。

- (2) 普通自動車の運転免許を有する人（令和3年7月末までに取得見込みの人を含む。AT限定可）

- (3) 次のいずれかに該当する人（令和3年7月末までに取得見込みの人を含む。）

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成33年法律第71号）による特別永住者

- (4) 次のいずれにも該当しない人
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 当協会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ※ 最終合格発表後、資格等の有無を確認するため、資格等取得（見込）に関する書類（資格証明書、免許証又は卒業（見込）証明書、成績証明書及び職歴証明書等）を提出していただきます。資格等を有することが確認できない場合は採用されません。

※ 学校卒業後就職が決まらず、求職中の方も、上記の受験資格を満たす場合には申し込むことができます。

3 試験の日時、会場、合格発表

| 区 分   |      | 試験日         | 時 刻                                        | 会 場                              | 合格発表(予定)                    |
|-------|------|-------------|--------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 第1次試験 | 筆記試験 | 6月8日<br>(火) | 午前9時15分集合<br>午前9時30分試験開始<br>(午前10時15分終了予定) | 佐伯区スポーツセンター<br>広島市佐伯区楽々園六丁目1番27号 | 6月8日<br>(火)<br>第1次試験<br>終了後 |
|       | 実技試験 |             | 筆記試験終了後試験開始<br>(正午終了予定)                    |                                  |                             |
| 第2次試験 | 面 接  |             | 午後1時30分面接開始<br>(1人15分程度の個別面接)              |                                  | 6月10日<br>(木)                |

- (注) (1) 第2試験の結果は、可否にかかわらず、受験者全員に通知します（電話、メール等での可否の問合せにはお答えできません。）。
- (2) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- (3) **体育実技試験は、スポーツができる衣服・体育館シューズ・水着が必要です。**

4 試験の方法

| 区 分  | 内 容                                                    |
|------|--------------------------------------------------------|
| 筆記試験 | スポーツ推進員として必要な一般教養及びスポーツに関する一般的知識を問う内容の筆記試験 [45分] (択一式) |
| 実技試験 | スポーツ指導者として必要な技能についての検査（体育室及びプールでの実技）                   |
| 面 接  | 主として人物、識見等についての個別面接                                    |

5 申込手続及び受付期間

|      |       |                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 提出書類  | <b>申込書1通</b><br>(1) 申込書に必要事項を記入して <b>署名</b> してください。<br>(2) 申込書に <b>写真</b> （最近3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のもの。タテ5cm×ヨコ4cm）を必ず貼ってください。<br>(3) 申込書は <b>折らずに</b> そのままの状態で郵送又は持参してください。<br>(4) 「申込書の記入要領」をよく確認の上、必要事項を記入してください。<br>※ 申込書は受付後、返却しません。 |
|      | 提 出 先 | 〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号<br>広島市役所北庁舎別館2階<br>公益財団法人広島市スポーツ協会事務局庶務係<br>TEL (082) 243-0578                                                                                                                                               |

|              |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間      | <b>令和3年5月6日（木）から6月4日（金）まで（必着）</b><br>持参による申込みは、土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時までの間、上記の提出先で受け付けます。<br><b>郵送による申込みは、6月4日（金）午後5時までに、当協会事務局庶務係に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、注意してください。</b><br><b>なお、5月31日（月）以降に投函する場合は、速達としてください。</b> |
| 個人情報の取扱いについて | 申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。                                                                                                                                                                              |

(注) 試験合格者には、卒業証明書及び受験資格があることを証明する書類を提出していただきます。

6 採用

- (1) 合格者は、採用候補者名簿（原則として令和4年3月31日まで有効）に登載し、令和3年8月1日以降、欠員に応じて順次採用する予定です。
- (2) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格、又は日本国籍を取得見込みの人は、令和3年7月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 合格者の数は、採用予定数と辞退見込数を基礎として決定されますので、採用予定数を若干上回ることもあり、合格しても採用が遅れたり、採用されないことがあります。

7 身分、任用期間

公益財団法人広島市スポーツ協会非常勤職員です。

委嘱期間は、採用の日から令和4年3月31日までです。ただし、当協会が必要と認めた場合、施設の指定管理期間内であれば、委嘱期間を1年ごとに更新することがあります（ただし、特に支障のある場合を除き、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。）。

8 待遇

- おおむね、次のとおりです。
- (1) 報酬：月額144,000円(令和2年度実績)  
増額報酬：月額報酬の2.43月分（年間：令和2年度実績）
- (2) 通勤手当は別途支給します。
- (3) 労働者災害補償保険及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。
- (4) 勤務時間及び休憩時間
- ・原則、1週28時間45分、1日5時間45分の勤務です。
  - ・午前8時30分から午後9時15分までの間（湯来体育館においては、午前9時30分から午後10時15分までの間）の交代制勤務で、早出・遅出があります。  
（なお、広島広域公園、中央庭球場、湯来体育館、クアハウス湯の山を除く施設においては、7月から9月までの間は午前8時00分から午後9時45分までの間で1日5時間45分の交代制勤務となります。）
  - ・勤務時間の途中に60分の休憩時間があります。
- (5) 勤務を要しない日
- 【広島広域公園】
- ・1週間を通じて2日
  - ・8月6日
  - ・12月29日から翌年1月3日まで
- 【区スポーツセンター等（東区、南区、安佐南区、佐伯区の各スポーツ施設）】
- ・火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日を除く。）及び1週間を通じて1日